

# 余市町自治基本条例の構成

## 前 文

### 第1章 総 則

#### 目的（第1条）

「この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。」（条例本文）

#### 定義（第2条）

「町民」「事業者」「町」「まちづくり」「協働」「町民参加」について定義。

#### 基本理念（第3条第1項・第2項）

「余市町の自治の主体は、町民を基本とします。」（条例本文）

「町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。」（条例本文）

#### 基本原則（第4条第1項・第2項・第3項・第4項）

「余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。」（条例本文）

「まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。」（条例本文）

「町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。」（条例本文）

「町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。」（条例本文）

### 第2章 町民

第1節 町民の在り方 町民の基本姿勢と役割（第5条） 町民の権利（第6条） 事業者の役割（第7条）

第2節 町民参加 町民参加（第8条） 町民意見の公募（第9条） 町民活動（第10条）

### 第3章 議会

議会の責務（第11条）

議員の責務（第12条）

### 第4章 町

第1節 町の基本事項 町の役割と責務（第13条） 町長の責務（第14条） 職員の責務（第15条）

第2節 行政運営 総合計画（第16条） 財政運営（第17条） 危機管理（第18条）

### 第5章 まちづくり

第1節 ひ と 子育て及び教育の推進（第19条）

第2節 くらし 町民の活動との連携（第20条） コミュニティの推進（第21条）

健康の増進及び福祉の向上（第22条） 保健、医療及び福祉の連携（第23条）

第3節 しごと 産業の振興と職場づくり（第24条）

第4節 情報共有 情報の公開（第25条） 情報の共有（第26条） 説明責任（第27条）

個人情報保護（第28条）

第5節 意見交流 町民との意見交流（第29条）

### 第6章 住民投票

住民投票の実施と取扱い（第30条）

### 第7章 交流・連携

国及び北海道との連携協力（第31条）

他の地方公共団体等との連携協力（第32条）

町外の人々との交流及び連携（第33条）

国際交流及び地域間連携（第34条）

### 第8章 条例の位置付けと見直し

条例の位置付け（第35条）

条例の見直し（第36条）

町民自治推進委員会（第37条）